

広島県告示第七百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県廿日市宮島町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	東西連A（二八六五）	急傾斜地の崩壊	東西連A（二八六五）	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	浜之町（二八六八）	急傾斜地の崩壊	浜之町（二八六八）	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	白糸川（三七〇）	土石流	白糸川（三七〇）	土石流
表 示 の 区 域	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
表 示 の 区 域	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。